

令和８年度「千葉県産いちごの輸出プロモーション事業」
企画提案募集に係る質問への回答（令和８年８月２１日）

- Ｑ１：販売商品（いちご）の売買スキームについて、仕様書４（１）②において「販売商品の調達費及び輸出入に係る諸経費は、委託料には含まない」とされているが、
- （１）受託者がいちごを調達・輸出し、現地量販店へ販売した代金は受託者の収入とする理解でよろしいか。
 - （２）現地量販店との取引形態（量販店による買取、委託販売等）について、県として想定または指定はあるか。
 - （３）売れ残りや輸送中のロスが生じた場合の費用負担について、県の考え方は。

Ａ１：

- （１）お見込みのとおりです。
- （２）仕様書４（１）②アのとおり、受託者と量販店等とで協議して決定されることを想定しています。
- （３）県では負担しません。

- Ｑ２：試食サンプルについて、仕様書４（１）③イに「試食サンプルは、想定販売数量の５％相当の費用で、３店舗分を想定」とあるが、

- （１）「想定販売数量の５％相当の費用」の算定方法は、１，４００パックの５％＝７０パック相当を３店舗分で計２１０パック相当という理解でよいのか。
- （２）仕様書４（１）②エに「千葉県から試食サンプル用のいちごを提供する場合がある」とありますが、提供の有無・数量の見込みについて、現時点で想定はあるか。

Ａ２：

- （１）想定販売数量の「１，４００パック」は、３店舗の販売数量の合計であるため、１，４００パック×５％＝７０パック相当となります。
- （２）現時点では未定です。

- Ｑ３：契約保証金について、募集要項９（２）イに「契約保証金は免除する場合がある」とあるが、免除の要件を教えてください。

Ａ３：千葉県財務規則第九十九条第２項各号のいずれかに該当する場合です。

- 千葉県財務規則（昭和三十九年三月三十一日規則第十三号の二）（抄）
（契約保証金）

第九十九条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

２ 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者として履行保証保険契約を締

結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

六 契約の履行が確実な相手方と随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円を超えないとき又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき。

七 国又は公法人若しくは公益法人と契約をするとき。

3・4 （略）

※令：地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

Q 4：委託料の支払いについて、募集要項 9（3）に「委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則とする」とあるが、概算払い（前金払い）による一部支払いの可否について教えてほしい。

A 4：募集要項に記載のとおり、委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則としており、概算払い（前金払い）は想定しておりません。

Q 5：実施店舗の候補について、実施店舗（カンボジア王国内の大型量販店 3 箇所程度）について、県として既に接触実績のある店舗や、優先的に検討してほしい候補店舗等があれば教えてほしい。

A 5：昨年度は、イオンカンボジアの 3 店舗（プノンペン、センソックシティ及びミエンチェイ）で千葉県フェアを実施しました。

Q 6：想定品種について、県として輸出を想定している具体的ないちごの品種があれば教えてほしい。

A 6：本県では様々な品種が生産されているため、輸送適正や生産実態等を踏まえ提案してください。なお、必ずしも特定の品種に限定する必要はありません。

Q 7：「県が指定する生産者・生産者組織等」とあるが、現時点で県が想定している生産者・生産者組織等があれば教えてほしい。

A 7：現時点では共有できません。受託者決定後にお知らせします。

Q 8 : カンボジア向け生鮮いちごの輸出に係る検疫・輸入規制について、県として把握している最新の留意事項（必要書類、規制品目該当性等）があれば教えてほしい。

A 8 : 委託先の選定基準の「提案内容を遂行する能力を有しているか」に関する事項であり、申請者の知見や能力を判断するため、申請者が有している情報に基づき提案してください。

Q 9 : 産地から成田市場までの現状の物流ルート・フォワーダーについて、県内の類似輸出事業（他品目含む）での実績があれば、参考として概要を教えてほしい。

A 9 : 委託先の選定基準の「提案内容を遂行する能力を有しているか」に関する事項であり、申請者の知見や能力を判断するため、申請者が有している情報に基づき提案してください。

Q 10 : 展示装飾費の区分に関して、委託料に含めないとされる「備品購入費」について、量販店内の展示什器・ディスプレイ装飾等（原則買い切りではなく設営・撤去を伴うもの）はどちらの区分になるか。

A 10 : 設営・撤去を伴うものであれば、委託料に含めて結構です。

Q 11 : いちご調達価格の目安について、生産者からのいちご調達費は委託料に含まれない前提と理解しているが、企画提案の実現性検討のため、県が把握している調達価格（産地卸価格等）の目安があれば教えてほしい。

A 11 : 委託先の選定基準の「提案内容を遂行する能力を有しているか」に関する事項であり、申請者の知見や能力を判断するため、申請者が有している情報に基づき提案してください。

Q 12 : 県職員の現地出張について、「県職員及び関係者等の現地出張は、1 回程度を想定」とあるが、想定人数や時期の目安があれば教えてほしい。

A 12 : 想定人数は1～2名、時期はフェア実施期間中を予定しています。

Q 13 : プレゼンテーション・ヒアリングの実施形式について、令和8年9月上旬頃に予定されている委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施形式（対面／オンライン）及び所要時間の目安（発表・質疑それぞれの時間配分等）を教えてほしい。

A 13 : 実施形式は対面、所要時間はプレゼンテーション・質疑含め30分程度（うちプレゼンテーションは15分以内）を予定しています。

以上